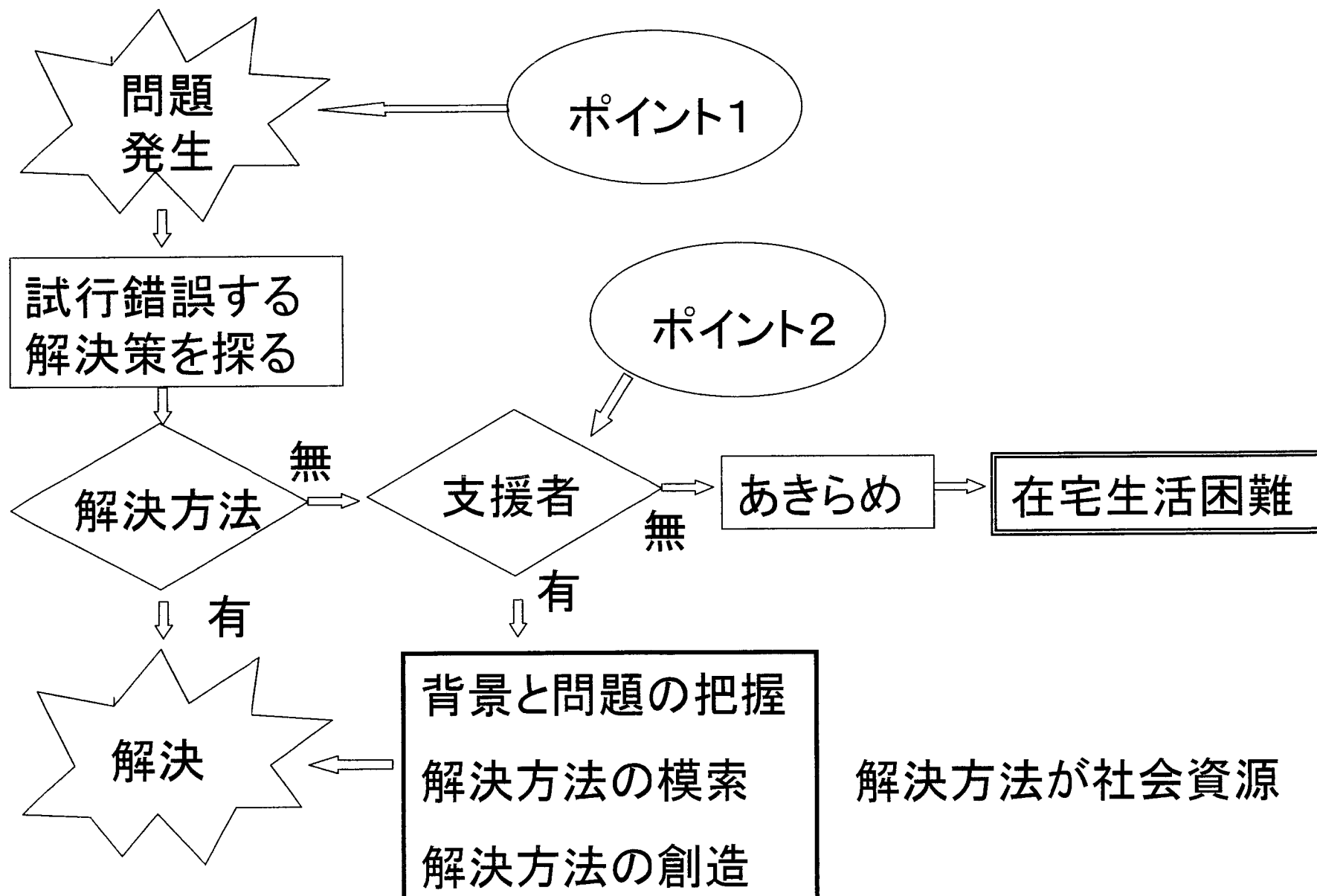


# 地域福祉のしくみづくりをめざして

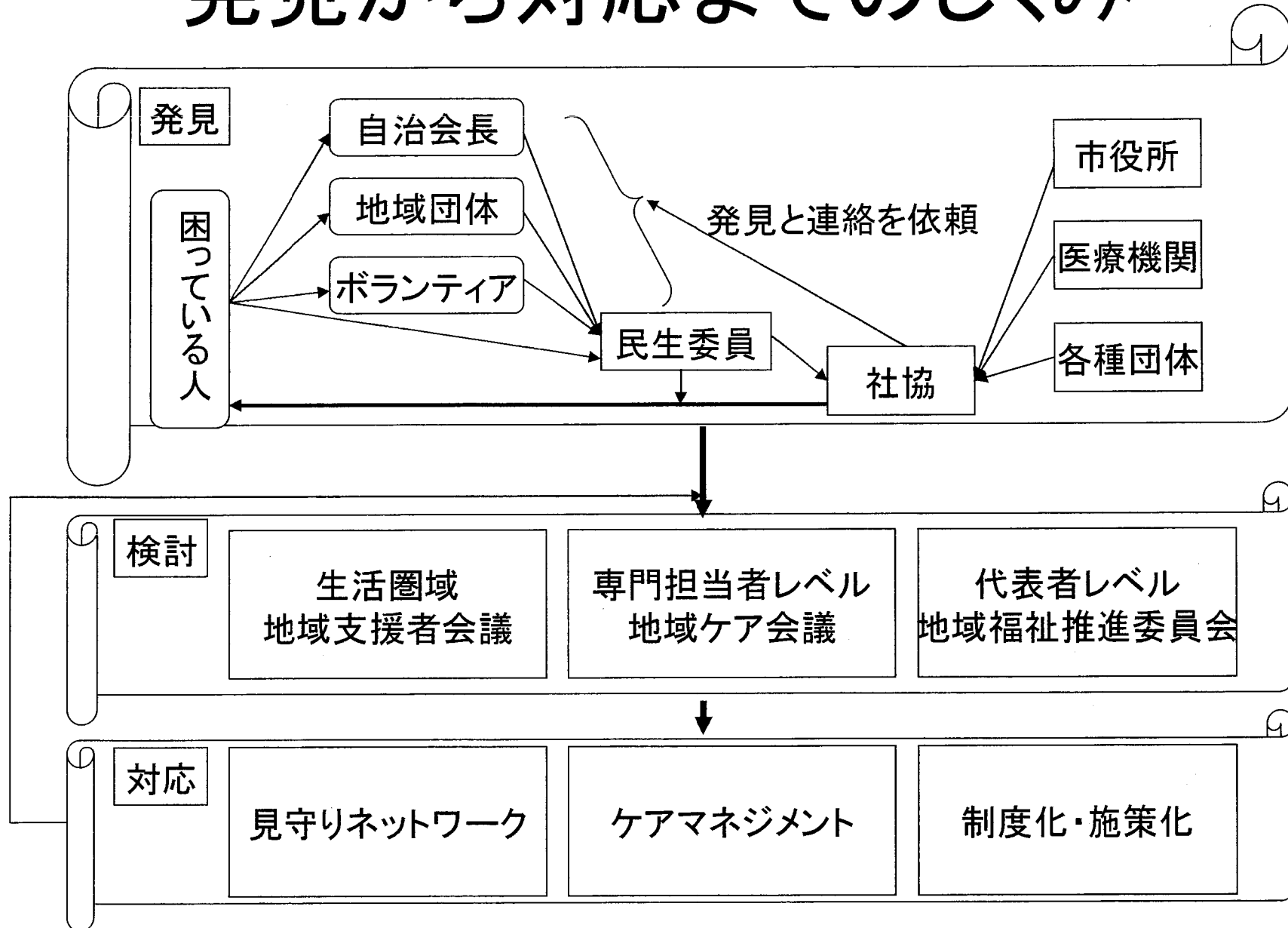
伊賀市社会福祉協議会

平井俊圭

# 在宅生活が継続できない背景

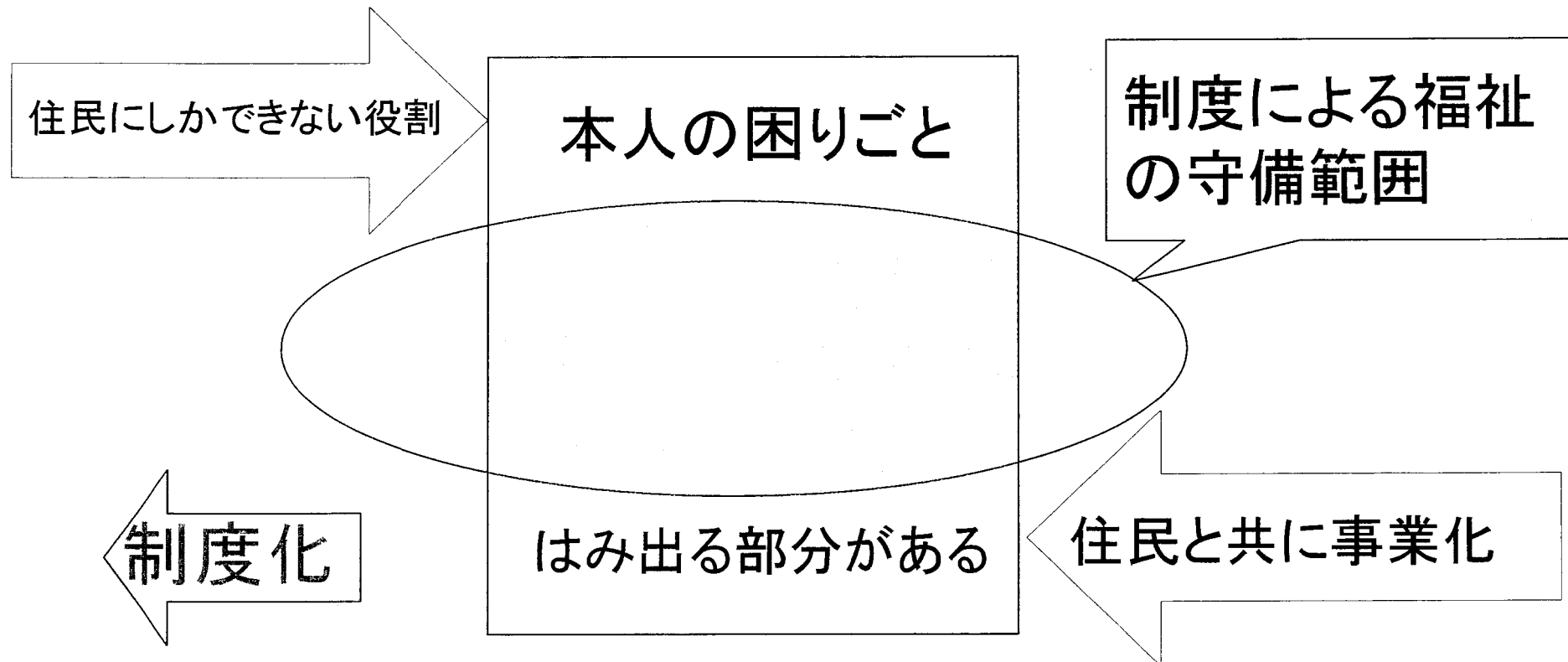


# 発見から対応までのしくみ

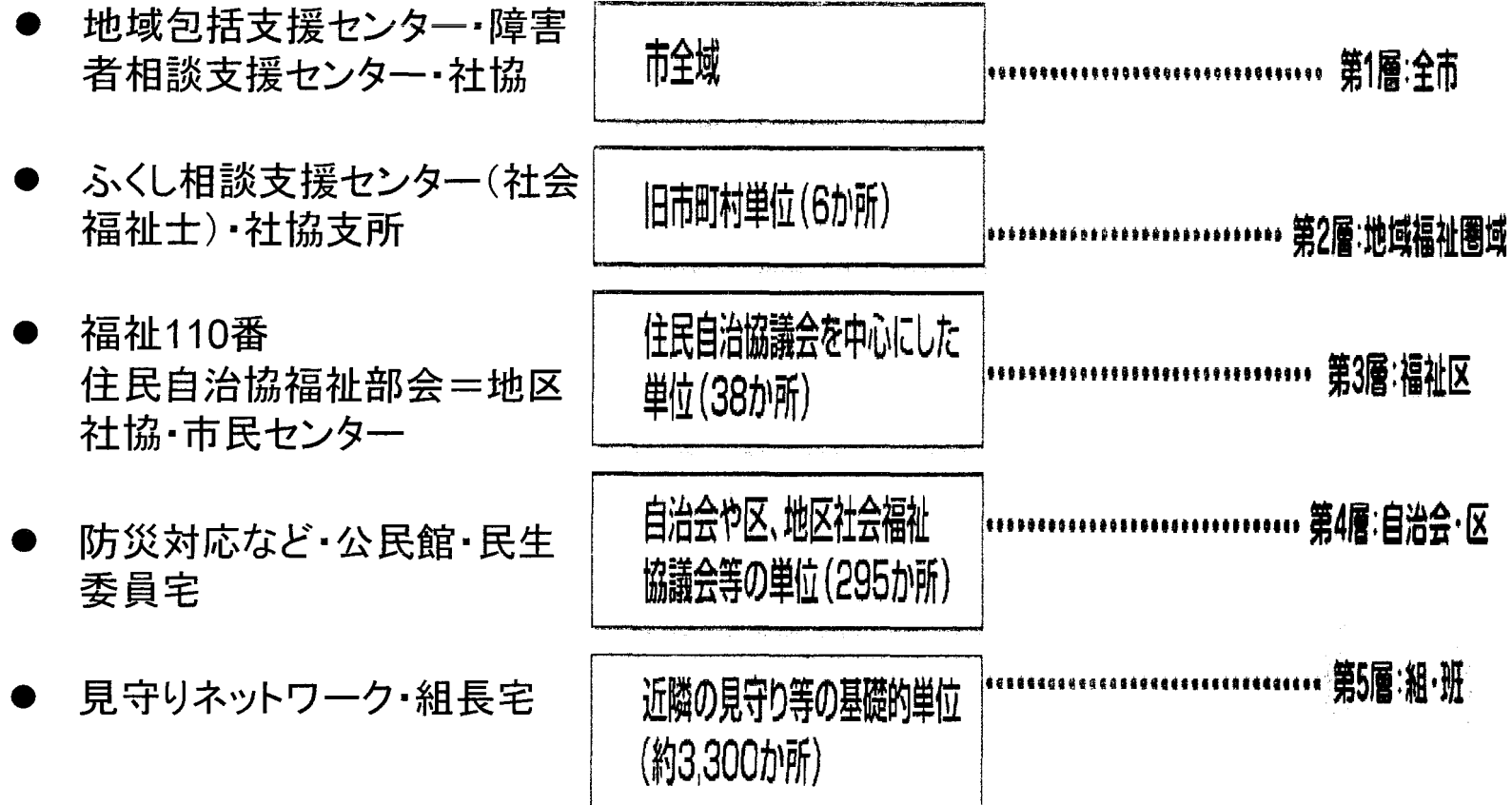


# 地域福祉のすすめ方

制度でカバーされない部分を解決するしくみを創り出すことが必要



# 地域福祉5層と役割



担い手や拠点は多様にあってよい

# 「安」の重点施策 総合相談支援のしくみづくり

## 支援のしくみ(検討の場と支援の方向)

第1層

サービス施策に関する検討会

(保健・医療・福祉の各種団体)

専門職による検討会

社会福祉施設・医療関係者・保健師・  
法律専門職・社会福祉協議会

サービス提供事業者による検討会

サービス提供事業者・支援者・  
ケアマネジャー

地域住民による検討会

民生委員児童委員・自治会長・  
近隣ボランティア・住民自治協議会など

第4層

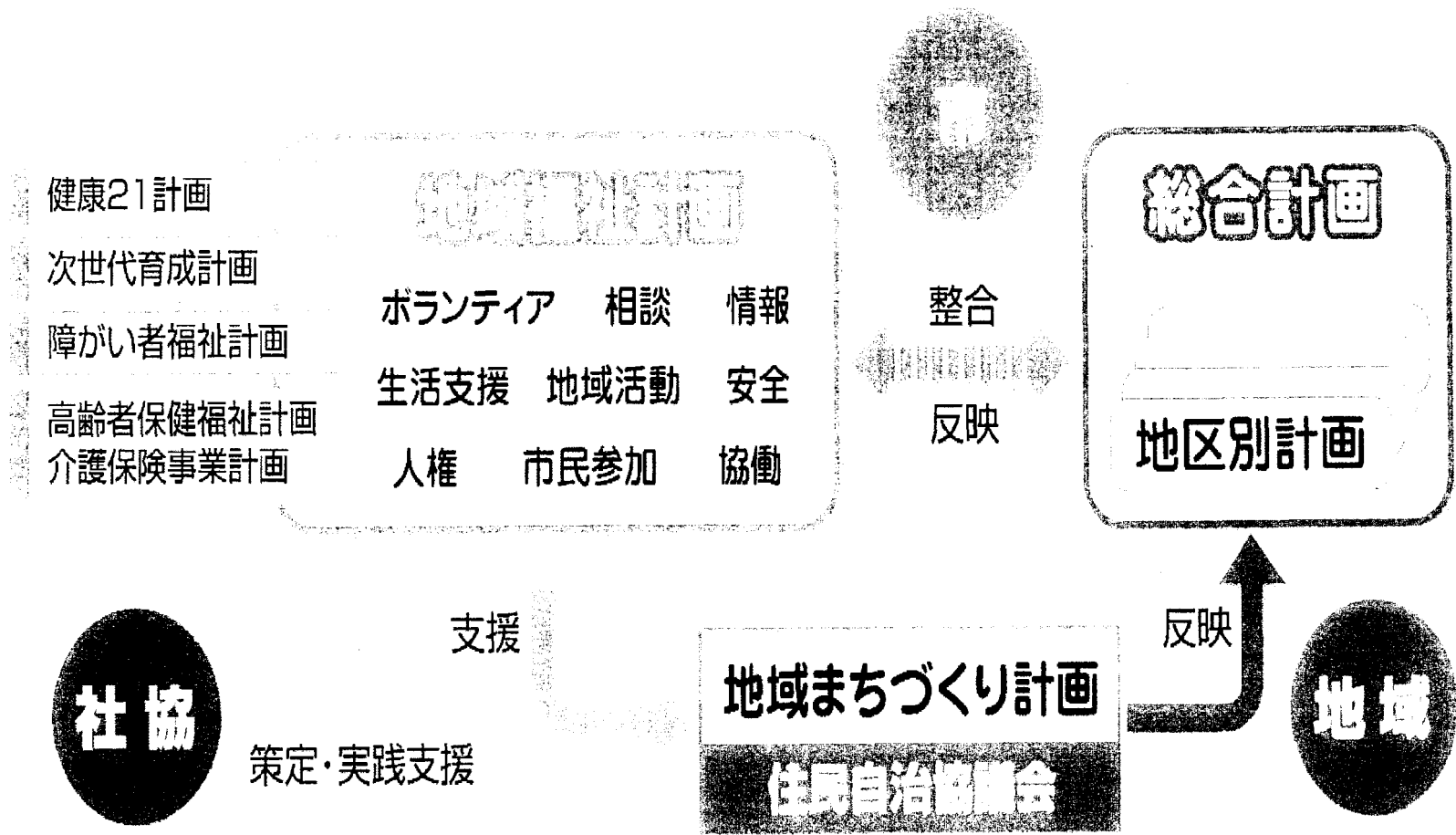
ふくし総合相談  
支援センター

支所ふくし相談  
支援センター

専門職相談支援  
・ソーシャルワーカー  
・ケアマネジャー

福祉  
110番

# 他計画との関係(総合計画や分野別計画との 整合、地域まちづくり計画への反映)



# 参 考 資 料

- 伊賀市社会福祉協議会の概要と経過 ……P 1
- 伊賀市社会福祉協議会の組織図 ……P 6
- ふくし相談支援センターの広告 ……P14
- 福祉後見サポートセンターの広告 ……P15
- 地域と繋がる裁判所をめざして ……P16  
(広島高等裁判所第1部 判事 森脇淳一)
- 地域ケアシステムと伊賀市社協事業 ……P19
- 伊賀市社会福祉協議会の経営 ……P32



伊賀市の概要

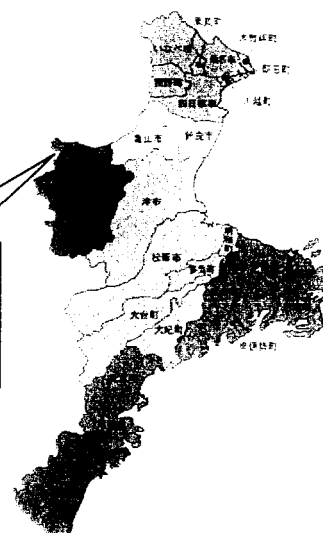
中部経済圏（名古屋市）と関西経済圏（大阪市）との中間に位置〔三重県北西部 伊賀盆地〕

市制施行 平成16年11月1日(上野市と周辺5町村合併)

俳聖松尾芭蕉翁生誕地・伊賀流忍者の里

伊賀焼・組紐・伊賀牛・等、地場産業と観光都市

伊賀市  
面積 558.17 平方km  
人口 102,409 人  
高齢化率 25.6%



伊賀市社協の概要

法人登記年月日	平成16年11月1日	会長	藤田彰信	
住所（本所、本部）	〒518-0869 三重県伊賀市上野中町2976番地1 上野ふれあいプラザ3階			
電話番号（代表）	0595(21)5866	FAX 番号（代表）	0595(26)0002	
URL	<a href="http://www.hanzou.or.jp">http://www.hanzou.or.jp</a>		代表メール	<a href="mailto:info@hanzou.or.jp">info@hanzou.or.jp</a>

職員の状況

人員	内訳		資格取得状況							
	常勤	非常勤	社会福祉主事	社会福祉士	介護福祉士	ヘルパー			介護支援専門員	看護師
						1級	2級	3級		
371	164	207	47	18	103	37	170	4	52	29

主な事業

◆地域ケアシステム 昭和60年度～

住民の困りごとは、とかく埋没しがち→民生委員児童委員が11種類の福祉票を持ち、担当区域内で支援が必要な人を発見した場合、社協に福祉票を届け、社協職員と共に問題解決してきた。民生委員児童委員を中心にニーズを発見、自治会長、近隣者、友人、販売員、社協ヘルパー等関係者で検討・解決まで結びつけるしくみができ、緊急時にも役立つ。→「市民の困りごとは社協と共に解決」という文化が民生委員児童委員に定着。

◆一人暮らし高齢者のつどい 昭和60年度～

民生委員の訪問から、一人暮らし高齢者の食生活が好ましい状態にないことが明らかになり、

民生委員、ボランティアを中心に会食会を実施し、その後ボランティアによる配食サービスの展開や、ふれあい・いきいきサロンに発展している。配食サービスは、担当地区の民生委員が社協に申請して実施。配食ボランティアへの協力を得ることで訪問の機会ができ、配食と同時に安否確認を行っている。

#### ◆介護者の会組織化 平成2年度～

民生委員の調査から介護者が高いストレスと、それによる体調不良を訴える人が多いことが判明。開業医や保健師の協力により介護者のつどいを実施。ストレスの発散と相互支援、介護の理解促進をめざして平成4年度から自主組織化した。また、社協職員・在宅介護支援センター・担当地区民生委員・介護者の会会員が、各地区民協単位で座談会を開催した。

平成16年度からは、リウマチのつどいを組織化。

#### ◆住宅リフォーム研究会 平成5年～

建築関係者、リハビリなどの医療関係者、ケアマネジャーや社協など福祉関係者で共に自宅へ訪問し、現場で改善プランを策定、改修に結びつける。ボランティアなベテランの改良技師が施工することで安価で仕上げることもでき、評価を得ている。施工件数年間約100件。工事関係者にもそのノウハウを伝えるため、研究会を毎月開催し、約40名が登録している。悪質業者の駆逐につながっている。

#### ◆早朝夜間毎日訪問対応型ホームヘルプサービス 平成6年度～

介護は365日必要。既に毎日訪問の体制を整えていたが、民生委員の協力を得た利用者アンケートの結果、介護を必要とする人ほど早朝や夜間にも訪問を希望する割合が高かったことから、全社協のモデル事業として開始した。

#### ◆ふれあい・いきいきサロン 平成5年度～ 伊賀市内約190カ所

集会所、個人宅、寺などに気軽に集まって食事や茶話会、レクリエーションなどを行う。愚痴をこぼし合うことから始まることが多いが、回を重ねる毎に趣味的なこと、地域に役立つことへと発展していく。生きがいつくり、閉じこもり防止に役立っている。多くは、民生委員児童委員が中心となって立ち上げている。サロン活動を通して、民生委員と住民の関係が深まり、サロンの中で日常相談に応じたり、地域の実態把握ができています。

また、障害をもつ子どものふれあい・いきいきサロンは主任児童委員の協力を得て実施し、障害児の地域生活の実態把握や保護者の相談、地域での仲間作りを支援している。

#### ◆地域福祉権利擁護事業 平成11年度～

判断能力が低下している人の日常生活費用の管理、重要書類の預かりを行う事業。在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所、障害者支援センター、民生委員などによって制度の周知をはかっている。地域住民とのパイプ役となる民生委員や関係機関とのネットワークにより、障害を持つ方や認知症の方が制度を活用しながら、地域生活を送ることが可能となっている。このため、利用者は県内随一の件数で、悪徳商法へのけん制ともなっている。実契約件数138件。

#### ◆フォーマルサービスとインフォーマルサポートの統合をめざした宅老所づくり 平成11年度～

公的サービスとしてのデイサービスや私的サポートとしてのふれあい・いきいきサロン双方のメリットをうまく組み合わせた形で宅老所を開設運営。各種療法の効果測定も実施。日生財団助成事業。その後地域住民を主体とした小規模多機能型施設づくりへとつながる。

#### ◆各種療法の実施 平成11年度～ 音楽療法、園芸療法、回想法

住民を対象に各種療法の研修会を提供し、認定のコーディネーターとして各種教室などを実施。16年度からは回想法も取り組み、認知症の改善に効果。

#### ◆住民参加型プラットホームシステム 平成12年度～

プラットホーム上に乗った解決に参加しようとする住民や団体は、ニーズに応じて解決にあたる。住民個人や団体の問題解決能力を共有できることと、解決について容易に行政エリアを越えることができる点にも特徴がある。

#### ◆伊賀地域福祉サービス第三者委員会 平成13年度～

第三者委員の第三者性を高めることと、苦情解決能力を高めることを目的に結成した。各法人が選任する第三者委員の組織化をとおして、サービス品質の向上もねらっている。

#### ◆福祉後見サポートセンター設立準備 平成15年度～

成年後見制度はまだ地域に定着していない。今後ニーズは爆発的に増大すると考えられるが、それを支援したり、受け皿となる第三者後見人はほとんど無いのが実情。意識啓発、後見人への支援、第三者後見人を育てたり紹介するといった機能を持ったサポートセンターづくりに着手した。研究委員会には民生委員をはじめ、法律、医療、福祉の専門家が研究協議。

#### ◆住民参加による社協合併の方針づくり 平成16年度

社協は住民参加が基本であり、合併に際しても住民の意向が反映された形で実現するため、地域福祉と合併構想を考える住民委員会「あいしあおう委員会」を組織、地域福祉計画づくりへつなげる。

#### ◆地域住民主体の小規模多機能型施設づくり 平成16年度～

地域住民が介護が必要な状態になっても集まれる場所を目指して、県の小規模多機能施設の補助を受け、社協が支援しながら住民が主体的に施設運営を行う相談委員会を組織した。企画や地域への働きかけの中心を民生委員が担った。町内の民生委員3名を含めて約40名がボランティアで運営に関わっており、将来地域NPO法人化をめざす。

#### ◆伊賀相談ネットワーク 平成16年度～

相談を受ける場合、その内容は必ずしもその専門領域のことだけとは限らない。従来は専門領域以外のことについてうまく解決につなげられないことがあった。相談に携わる関係者がどのような内容の相談に応じられるのかを相互に共有することで、より問題解決能力を高めることを目的として結成した。毎月それぞれの担当者から受けられる相談領域を紹介いただいている。民生

委員である心配ごと相談員や、法律、外国人、福祉、医療、警察などメンバー約40名。

#### ◆悪徳商法対策 平成16年度末～

悪徳商法相談の急増に伴い、以下の対策を実施

①社協の全支所の相談窓口で所定様式で相談受理、②集約した情報を在宅介護支援センターや民生委員などに周知、③具体的な事例や業者名を口頭で市民に公開、④11月2日に市、弁護士、警察、民生委員、老人クラブ、障害者団体、行政書士、社協担当者などからなる対策委員会を立ち上げ、対策を協議するとともに情報共有、⑤撃退するためのシールを作成・市民に配布し、玄関先などに貼っていただく、⑥市民参加の「伊賀悪徳バスターズ」を養成。

平成18年度悪徳商法相談件数37件、被害総額約82,199,452円に対して3,1443,427円を阻止。

民生委員より、ふれあい・いきいきサロン等で高齢者に悪徳商法の対策についての講演依頼が多く、各地で「悪徳商法講演会」を開催。潜在していた悪徳商法の手口の情報情報交換や、撃退対策に結びついている。

#### ◆家具転倒防止金具取付事業

家具の転倒を防止により、災害時に避難路の確保したり、家具の下敷きになることを防ぐために、ひとり暮らし高齢者や重度身体障害者等を対象に実施。申込は、民生委員が対象者宅を訪問して希望を確認し、希望者には寝室や居間の位置を記載した、家屋内の見取り図を作成。災害時に早急な救援対策が期待できる。

#### ◆福祉後見サポートセンター 平成18年度～

団塊世代の高齢化による認知症の増加や精神障害者の病院からの退院計画(全国10年間で7万人)、核家族化の進行による扶助機能の低下、悪徳商法の増加等に対応するため成年後見制度活用が有効だが、弁護士、司法書士、社会福祉士等の後見人候補者が少ない。市民が後見人になることによる支援を進めるため、福祉後見サポートセンターを設立する。国の未来志向研究プロジェクトで報告書作成。既に親族後見や行政書士の後見を支援。法人として後見を2件受任。この事業も民生委員の協力なくしてはすすめられない。

#### ◆児童虐待防止と、高齢者虐待防止の対応

児童虐待に関して、民生委員児童委員連合会で児童部会を設置、高齢者虐待に関しては、恒例障害部会を設置し、定例会を開催している。

また、主任児童委員を中心に「やまびこ相談室」を開催した。また、全社協のモデル事業を受け、主任児童委員と市内関係機関により、「上野市児童虐待防止連絡会」を開催。その中で、「児童虐待防止ネットワーク」の必要性が求められ、行政の次世代育成計画の中で位置づけられた。

#### ◆障害者地域生活支援

地域生活を送る上で支援が必要でありながら、専門相談機関等に結びついていないことが多い精神障害者の地域生活実態を把握するため、各地区民協単位でアンケートを実施。専門機関や、地域住民の日常的な支援により、精神障がいがあっても地域生活が可能になる事例もあった。今後、精神障がい者の退院促進により、地域での受け皿がないことが懸念されているが、和菓子店

や水耕栽培の農家など小規模な事業所で雇用できることが実証できてきた。平成19年度から三重県単事業としての障害者就業支援事業を実施。

## 民生委員児童委員活動を通じて課題を解決すべく実施した事業 ……………

・寄せられる件数が多い問題については、社協で解決のための事業を組み立て、実行してみて問題点や課題を整理→民生委員児童委員協議会が行政へ意見具申し制度化

\*斜体表記は公的サービスとなったもの、ゴシック体は今後の計画

友愛のつどい(一人暮らし老人会食会)→配食サービス→毎日2食配食型食事サービス→会食サービス→ふれあいいいききサロン→宅老所→多機能施設

365日早朝夜間訪問型訪問介護の実施

訪問看護ステーションの立ち上げ

障害者作業所

学童保育(父子家庭の支援から開始)

外出援助サービス

緊急通報装置貸し出し(孤独死の問題から)

高齢者向け優良賃貸住宅(安心できる住まいの確保)

ALS障害者への支援

伊賀相談ネットワーク(毎月相談担当者間の情報交換と相互支援)

消費者トラブル対策

家具転倒防止器具取り付け(転倒防止・寝室確認により早急な救援対策)

災害対策マニュアルづくり(安否確認、初動、災害時ケア)

介護者の会→やすらぎ支援事業(認知症高齢者の介護者支援)

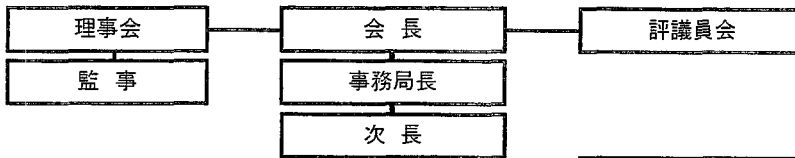
第三者委員会の運営

住宅リフォーム研究会(毎月、建築、医療、福祉のメンバーで事例検討と改修案を提案)

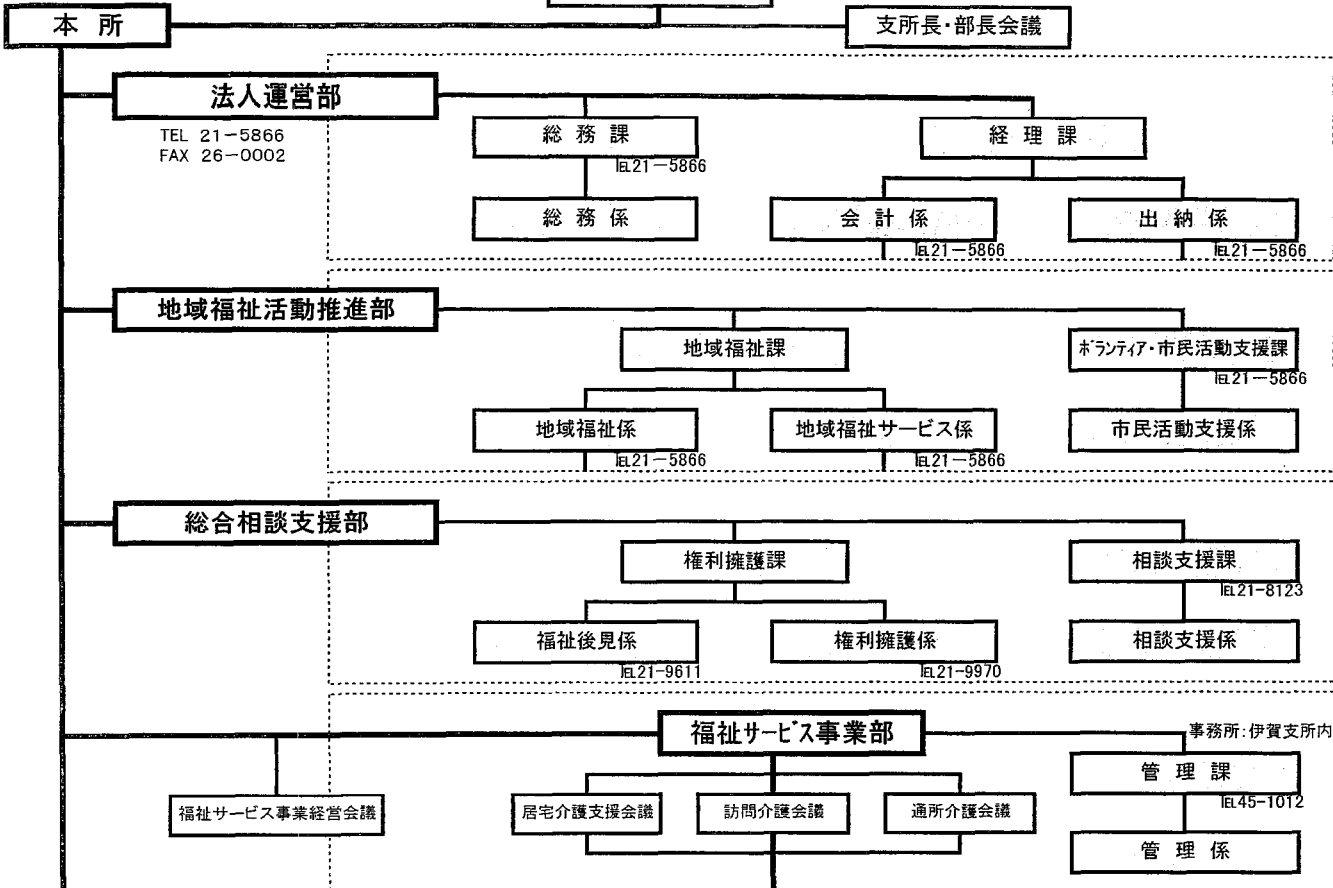
地域福祉計画に基づく住民自治協議会への支援

平成19年度 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 連絡一覧

◆◆平成19年8月1日現在◆◆



うえのふれあいプラザ管理事務所  
21-6970

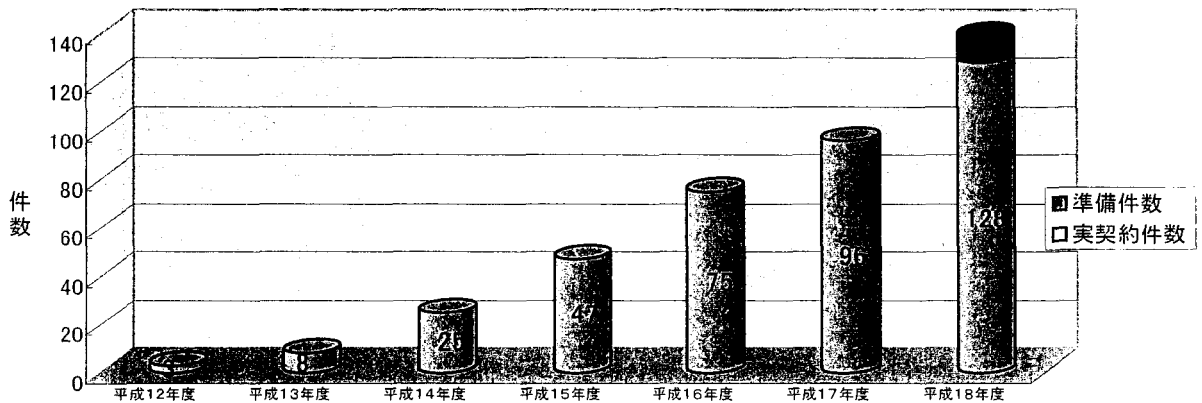


支所	地域福祉推進委員会	地域係	その他
上野支所 21-5866 FAX 26-0002	地域係	ボ・市民活動センター 21-5866 福祉後見センター 21-9611 権利擁護センター 21-9970 ふくし相談支援センター 21-8123 心配ごと相談 21-1112 ファミリーサポート 26-7831 お客様相談窓口 21-9974 高齢者ふくし相談室 22-1119 病児保育たまざん 22-0192	ケアプランセンターうえのふれあいの 21-9977; デイサービスセンターふれあい 21-1745 ケアプランセンターうえの南 22-1119; デイサービスセンターやすらぎの家 22-1107 ヘルパーステーションうえのふれあいの 21-9975; デイサービスセンター愛宕なごみの家 23-1118 訪問看護ステーションうえのふれあいの 21-9621
伊賀支所 45-1012 FAX 45-1050	地域係	ふくし相談支援センター 45-1123 ボ・市民活動センター 45-1012	管理課 45-1012 ケアプランセンターいが 45-1013; 愛の里デイサービスセンター 45-1011 ヘルパーステーションいが 45-1011; 地域デイサービスセンター筒倉 45-3059 訪問入浴いが 45-1011; 地域デイサービスセンター山廻 45-2951
島ヶ原支所 59-3132 FAX 59-3145	地域係	ふくし相談支援センター 59-3456 ボ・市民活動センター 59-3132	ケアプランセンターしまがはら 59-3030; デイサービスセンターしまがはら 59-3132 ヘルパーステーションしまがはら 59-3132
阿山支所 43-1854 FAX 43-1577	地域係	ふくし相談支援センター 43-0234 ボ・市民活動センター 43-1874	ケアプランセンターあやま 43-1890; デイサービスセンターあやま 43-1854 ヘルパーステーションあやま 43-1864; 伊賀相談支援事業所 43-1854
大山田支所 47-0780 FAX 46-1165	地域係	ふくし相談支援センター 47-1234 ボ・市民活動センター 47-0780	ケアプランセンターおおやまた 47-0780; おおやまたデイサービスセンターさるびの 48-0233 ヘルパーステーションおおやまた 47-0780
青山支所 52-2999 FAX 52-3555	地域係	ふくし相談支援センター 52-3123 ボ・市民活動センター 52-2999	ケアプランセンター青山 52-2999; デイはあとハウスあおやま 52-2999 ヘルパーステーションあおやま 52-2999

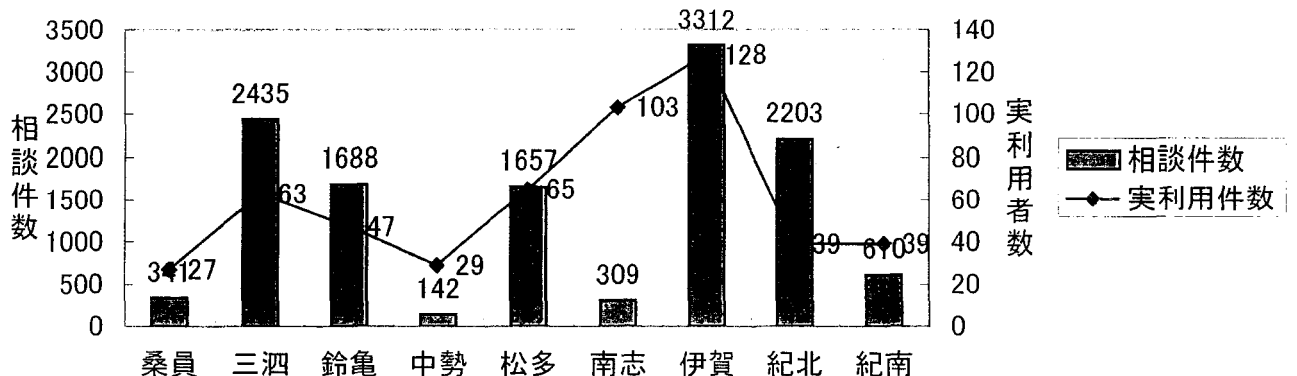
2007年度 継続事務事業目的評価表

事務事業名	1-1-1地域福祉権利擁護事業						
対応する予算事業目	伊賀地域権利擁護センター						
評価者	所属	総合相談支援部					
	部長	職名	部長	記入者	職名	権利擁護課権利擁護係長	
		氏名	平井俊圭		氏名	鈴木 信子	
	電話	0595-21-9970		Eメール	kenri3@hanzou.or.jp		
事業の概要	判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基き福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類預かり等のサービスを行う。						
施策・事業体系上の位置づけ	施策	1. 福祉サービスの利用者保護の実現					
	基本事業	1-1権利擁護事業					
	基本事業の数値目標	各種利用者支援件数					
事務事業の目的	【誰、何が(対象)】						
	判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等						
	【抱える課題やニーズは】～という状態						
	利用者の増加に伴い、個々の利用者の抱える課題も多様化している。						
	【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】～という状態にします。						
地域福祉の根拠	研修や勉強会等により、専門員、生活支援員のレベルアップを図る。						
	【その結果どのような成果を実現したいのか(結果=基本事業の目的)】						
	住み慣れた地域で、安心して自立した生活が続けられるようにする。						
	判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らし続けるために本事業は必須。						
住民参加度	生活支援員として市民の協力を得ている。						
協働の対象	県社協、行政、ケアマネジャー、民生委員等						
事務事業に関する各種データ							
目標指標		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
契約件数	目標	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定
	実績	76	96	128			
地域福祉権利擁護事業費	予算額	未設定	10,005,000	13,106,000			
	決算額	未設定	11,176,694	13,761,062			

実契約件数および現準備件数(平成19年3月末)



三重県内地域福祉権利擁護事業の利用状況(平成19年度3月末)



支所別指標(2006年度)		上野支所	伊賀支所	島ヶ原支所	阿山支所	大山田支所	青山支所
契約件数	目標	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定
	実績	89	8	2	2	3	5
事業目標指標に関する説明・留意事項	支所別契約件数には名張市における契約件数19件が含まれていないため、契約総件数との差異が生じている。						
事務事業の評価							
目的達成(対象が抱える課題解決)のために行った具体的な取組内容(手段)と結果	利用者の増加に伴い、個々の利用者の抱える課題も多様化している。課題に対応するため、専門員、生活支援員のレベルアップを目的とし、県社協の研修への参加および毎月1回、生活支援員月例会を開催し、制度や障害についての理解を深める勉強を継続して行ってきた。						
総合的見地からの評価コメント(成果の有無、成果の内容と判断根拠・理由)	生活支援員月例会では、テーマに沿って外部の専門職の方を講師に招き、講演や意見交換などを行ってきた。毎回8割前後の生活支援員の参加があり、活発な発言や質疑応答が見られた。生活支援員の、ケースに対応しようとする意識の高さが伺われた。						
残された課題とその要因	研修終了者の中から8名が生活支援員として活動を始めているが、今後さらに習熟研修を行う必要がある。						
事務事業の展開							
2007年度 施策から見たこの基本事業の取組方向	注力	部課(担当者)としての方針				見直しの方向	
	↑	ニーズが急速に高まっており、事故防止と確実な実施が求められる。				支援機能強化のための取り組み	
評価結果を踏まえた2007年度の取組方向	「生活支援養成講座」の定期的な開催。利用者が上野支所に集中しているため、担当地域の見直し。 生活支援員・月例会(勉強会)の強化、レベルアップ。養成研修修了者の習熟研修開催。						



2007年度 継続事務事業目的評価表

事務事業名	1-1-2福祉後見サポートセンター事業						
対応する予算事業目	福祉後見サポートセンター事業						
評価者	所属	総合相談支援部					
	部長	職名	部長	記入者	職名	権利擁護課長	
		氏名	平井 俊圭		氏名	田辺 寿	
	電話	0595-21-9611		Eメール	kouken@hanzou.or.jp		
事業の概要	伊賀市・名張市において、福祉的な支援を必要とする人を対象とし、成年後見制度の利用支援を地域において行う「伊賀地域福祉後見サポートセンター」設置によって、成年後見制度等がうまく機能するように、1. 成年後見制度利用支援、2. 福祉後見人材バンク、3. 後見人サポート、4. 啓発・研修、5. 法人後見支援などを行う。						
施策・事業体系上の位置づけ	施策	1. 相談支援による市民の課題解決と権利擁護					
	基本事業	1-1総合相談支援事業					
	基本事業の数値目標	各種利用者支援件数					
事務事業の目的	【誰、何が(対象)】						
	市民、特に意思判断能力の低下している人や何らかの支援が必要な人						
	【抱える課題やニーズは】～という状態を						
	自分の意思を表明できない、又は生活上の困難のために、その人らしい健康で文化的な生活ができていない状態						
	【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】～という状態にします。						
	課題を持つ人を早期に発見し、相談や手続き支援など、その解決を側面的に支援することによって自立・安心した生活を送ることができるようにする						
	【その結果どのような成果を実現したいのか(結果=基本事業の目的)】						
	誰もが安心して暮らせる伊賀市・名張市の実現						
地域福祉の根拠	「福祉後見」は、きめ細かな福祉的支援と日常生活全般にわたるサポートから権利擁護、成年後見まで視野に入れた連続的・継続的な支援をめざすものである。よって、福祉後見の対象は、地域で生活している市民である。						
住民参加度	地域住民が支援対象であり、また後見人等の候補者となる可能性がある。						
協働の対象	市民、行政、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、医師、社会福祉士、民生委員、福祉サービス提供事業者、福祉サービス提供事業従事者、定年後のサラリーマン・行政職員・専門職、ボランティアなど						
事務事業に関する各種データ							
目標指標		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
当センターが支援した相談者数(回数)	相談者数	未設定	未設定	235			
	相談回数	未設定	未設定	240			
津家庭裁判所伊賀支部への後見等の申立件数	合計件数	57	52	57			
福祉後見人養成研修修了者数(累積)	目標	未設定	未設定	—	117	167	217
	実績	未設定	未設定	67			
福祉後見人登録者数	目標	未設定	未設定	—	5	10	15
	実績	未設定	未設定	0			
福祉後見サポートセンター事業費	予算額	未設定	未設定	6,000,000	9,500,000		
	決算額	未設定	未設定	6,345,000			
事業目標指標に関する説明・留意事項	相談者数は、月単位の延べ人数の合計。 津家庭裁判所伊賀支部への後見等の申立件数は、毎年1月から12月までの数値 重度心身障害児施設等からの集団申立件数は、本庁直接申立のため数値に含まず。						

事務事業の評価			
目的達成(対象が抱える課題解決)のために行った具体的な取組内容(手段)と結果	<p>1. 理事会の開催:センターを運営管理するための理事会を8月に開催。</p> <p>2. 運営委員会の開催:センターが行う事業を円滑に実施するための運営委員会を9月、11月、2月に開催。</p> <p>3. 業務内容            (a) 成年後見制度利用支援、(b) 福祉後見人材バンク、(c) 後見人サポート、(d) 啓発・研修、(e) 法人後見支援、(f) その他            2月より福祉後見人養成講座を9日間に渡り開催、67名が修了した。</p>		
総合的見地からの評価コメント(成果の有無、成果の内容と判断根拠・理由)	<p>今後、後見関係ニーズの増大が予想される背景として、(ア)認知症者の増加、(イ)少子化による世帯員数の減少、(ウ)今後10年間で7万人の精神障害者が退院、(エ)障害者を支援してきた家族の構成員が高齢化、(オ)いわゆる悪徳商法や詐欺が増加、(カ)虐待などの権利侵害の増加、などをあげることができ、これまでは親族が後見を担ってきたが、少子化や核家族化によってその役割を期待できなくなっている。このため第三者後見人が必要となるが、それを担う人材が極めて不足している。よって必要な支援体制を早急に構築しないと、成年後見制度の申立はあるが、受任者がいないといった事態が容易に予想できる。その解決のため、福祉後見人(市民後見人)の養成を含め一歩を踏み出した。</p>		
残された課題とその要因	<p>伊賀市及び名張市により委託を受けるので、広域をカバーすることが求められる。名張市においては名張市地域包括支援センター、障害者相談機関、名張市社協との連携の確保。また、伊賀市においては、伊賀市地域包括支援センター、伊賀市障害者相談支援センター、支所ふくし相談支援センター等との連携も必要である。サポートセンターの周知が不十分であるので、推進していく必要である。法定後見制度や任意後見制度などの後見人等による経済虐待事件が絶えない。被後見人等の権利擁護を推進することも不可欠である。</p>		
事務事業の展開			
2007年度 施策から見たこの基本事業の取組方向	注力	部課(担当者)としての方針	見直しの方向
	↑	ニーズが急速に高まっており、迅速な対応と確実な実施が求められる。	支援機能強化のための取り組み
評価結果を踏まえた2007年度の取組方向	<p>①相談支援の充実            ②後見人のサポート            ③福祉後見人養成講座修了者への対応と新規養成            ④家庭裁判所、関係機関や金融機関等との連携強化            ⑤後見制度の事故を防ぐための働きかけ 等</p>		
その他	<p>関連情報: 当会受任後見等件数3件(後見類型3件、前年度より1増)</p>		

2007年度 継続事務事業目的評価表

事務事業名	2-1-4地域福祉計画推進事業						
対応する予算事業目	地域福祉推進事業						
評価者	所属	地域福祉活動推進部					
	部長	職名	部長	記入者	職名	地域福祉課長	
		氏名	乾光哉		氏名	乾 光哉	
	電話	0595-21-5866		Eメール	hanzou@lilac.ocn.ne.jp		
事業の概要	伊賀市が平成18年6月に策定した伊賀市地域福祉計画を推進するため、伊賀市から事業費補助を受けて、地域福祉計画の啓発、指導、育成を行う。						
施策・事業体系上の位置づけ	施策	2. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開					
	基本事業	2-1 地域福祉センター事業					
	基本事業の数値目標	地域福祉計画の具体的事業展開数					
事務事業の目的	【誰、何が(対象)】						
	住民自治協議会福祉部会を中心とした自治組織や市民活動団体をはじめとする住民						
	【抱える課題やニーズは】~という状態を						
	伊賀市地域福祉計画に明記されている地域福祉活動が地域住民に十分浸透していない						
地域福祉の根拠	【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】~という状態にします。						
	地域福祉計画に盛り込まれている内容を、地域住民に啓発し、地域福祉活動を促進するための指導育成により、地域福祉活動の活性化を図ります。						
	【その結果どのような成果を実現したいのか(結果=基本事業の目的)】						
	地域福祉活動は社協の地域福祉活動計画と一体的に策定していることから、その実現のためには、それぞれの住民自治協議会単位で策定される地域まちづくり計画に地域福祉計画の理念を盛り込み、総合計画の元となる地域進行計画に反映させていき、行政・社協・地域が一体となった地域福祉活動を展開していく。						
地域福祉の根拠	地域福祉そのものである。						
住民参加度	地域福祉計画の啓発指導育成の対象はすべて地域住民である。						
協働の対象	行政と社協の協働事業である。						
事務事業に関する各種データ							
目標指標		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
地域福祉講演会の開催	目標	未設定	1	6	6	見直し	見直し
	実績	未設定	1	2			
住民自治協議会懇談会の開催	目標	未設定	未設定	38	38	見直し	見直し
	実績	未設定	未設定	14			
地域福祉計画推進事業費	予算額	0	4,000,000	6,000,000	6,000,000	見直し	見直し
	決算額	0	4,000,000	6,000,000			
支所別指標(2006年度)		上野支所	伊賀支所	島ヶ原支所	阿山支所	大山田支所	青山支所
住民自治協議会数	目標	20	3	1	4	3	6
	実績	19	3	1	4	3	6
地域福祉担当可能職員数	目標	20	3	1	4	3	6
	実績	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定
事業目標指標に関する説明・留意事項	総予算額に対する人件費割合は50%とする。						
事務事業の評価							
目的達成(対象が抱える課題解決)のために行った具体的な取組内容(手段)と結果	<p>①講演会・説明会(平成19年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画講演会の開催 市内2会場で開催 370名参加</li> <li>・住民自治協議会(38地区)を対象とした説明会の開催 14自治協議会で開催 275名参加</li> <li>・各種団体・サロン等での説明会の開催 民生委員・障害者団体・ふれあいきいきサロン等で実施 400名参加</li> <li>・説明用パワーポイントの共有 ・啓発用ビデオの共有 ・対象者別説明手法の開発(言葉探し・手話指導等)</li> </ul> <p>②広報・パンフレット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページで公開 <a href="http://www.city.iga.lg.jp/ctg/15521/15521.html">http://www.city.iga.lg.jp/ctg/15521/15521.html</a></li> <li>・ダイジェスト版の全戸配布 平成18年9月15日 50,000部 うち広報挟み込み36,000部(社協予算)</li> <li>・本冊の配布 平成18年12月 3,000部(行政予算)</li> <li>・イラストガイドの全戸配布(ユニバーサルデザイン版) 平成19年3月15日社協広報刷り込み36,500部+別刷り10,000部(社協予算)</li> <li>・CATVによる啓発番組の放映 平成18年9月放映(行政予算)</li> <li>・社協広報・市民活動情報紙による地域福祉計画情報の掲載(社協予算)</li> </ul>						

<p>総合的見地からの評価コメント(成果の有無、成果の内容と判断根拠・理由)</p>	<p>①地域福祉推進本部の設置 ・行政部局及び社協幹部職員による推進組織、実務者レベルによるプロジェクトの継続</p> <p>②地域福祉計画推進委員会の設置 ・策定委員会を再編し、市民公募と推進テーマ別部会の代表者を含めた進捗状況の評価や総合調整を実施</p> <p>③地域福祉計画推進テーマ別部会の設置 ・地域自治推進検討部会→自治基本条例に基づき住民自治協議会のあり方を検討し市民主導で組織 ・総合相談支援検討部会→社協で実施してきた相談機関ネットワークを核として総合相談のしくみを検討 ・交通問題検討部会→「いが移動送迎連絡会」(社協事務局)を拡大し総合的な交通体系を検討 ・地域福祉教育推進プラットフォーム検討部会→市民活動機関のプラットフォームにより人材育成を検討 ・地域福祉型福祉サービス検討部会→社協が提唱した研究会を再編成し、 ・コミュニティビジネス検討部会→行政の市民活動支援センターの市民活動財政支援コミュニティビジネス検討委員会を代替的に位置づけ、市民主導のコミュニティビジネス研究会に移行予定 ・協働のしくみづくり検討部会→行政と市民との協働により協働のしくみを検討(未実施)</p> <p>④社会福祉協議会に地区担当職員を配置</p>		
<p>残された課題とその要因</p>	<p>・当初予定していた全部の住民自治協議会での地域福祉計画説明会の実施ができなかった。また、住民自治協議会にはまだまだ意識の格差があり、従来の自治会連合会組織としての枠組みから移行できないでいる住民自治協議会も多い。今後は、具体的な地域福祉活動に社協職員が積極的に住民自治協議会に関わっていく必要がある。</p>		
<p>事務事業の展開</p>			
<p>2007年度 施策から見たこの基本事業の取組方向</p>	<p>注力 ↑</p>	<p>部課(担当者)としての方針 地域福祉計画策定2年目として、計画推進のための具体的な取り組みを開始する。 住民自治協議会担当職員の明確化。 既存の地域福祉推進メニューを中心に、各地区において福祉部会を核とした地域福祉活動を実施。</p>	<p>見直しの方向 行政担当部局と社協の役割分担に関して明確化する。</p>
<p>評価結果を踏まえた2007年度の取組方向</p>	<p>「伊賀市自治基本条例」に謳われているとおり、総合計画において、特に地区別計画の策定にあたっては、住民自治協議会が策定した「地域まちづくり計画」を尊重するとされており、住民自治協議会に諮問し、答申を受けることが必要です。しかし、伊賀市となつて間もないことから、今回の地区別計画においては、住民自治協議会等を対象に実施した地区別現況調査をもとに、地域の現状課題や地域住民自らが取り組むまちづくりの活動方針・内容等についてとりまとめ、住民自治地区連合会等に諮問のうえ、答申を受けて策定していることから、本格的に地域まちづくり計画が地区別計画に尊重され、総合計画にも反映されていくには、次回の総合計画の見直し時期とされている平成22年になるが、そのためには平成21年に地区別計画を見直し、平成20年に地域まちづくり計画を見なおさなければならない。そのためには、いち早く、支所職員の地域振興担当者として住民自治協議会の適切な運営調整に当たり、具体的な地域福祉活動に関しては、社協職員による住民自治協議会担当職員を配置することが求められる。その上で、具体的な事業を実施し、安定的な自主運営を実現することが求められている。</p>		